心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザー運用要綱の制定について

（平成18年８月24日岩少第363号警察本部長）

〔沿革〕　平成31年２月岩少第34号改正
令和３年３月岩少第71号改正
令和５年９月岩人少第307号改正

各　部　長
首席監察官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成18年９月１日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　制定の趣旨

本制度については、平成４年４月１日から「心の健康相談嘱託医」として、平成10年４月１日から「被害少年カウンセリング・アドバイザー」として運用してきているものであるが、この度、これを制度化し、相談業務等の適正を期そうとするものである。

２　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの委嘱（第２関係）

心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの委嘱は、岩手県精神医会と協議して、盛岡市近郊に勤務する適任者を本部長が委嘱書により委嘱するものとする。

３　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーに対する報酬（第５関係）

報酬は、講習会等の講師に対する報償費の支給基準について（昭和50年１月27日人第427号）を適用する。

別添

心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザー運用要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱）

第２　岩手県警察本部長は、岩手県精神医会と協議の下、県内に在住する精神科医のうち、非行少年や犯罪被害少年に対する専門的な知識・経験を有する者に心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーを委嘱するものとする。

２　岩手県警察本部長の委嘱は、委嘱書（様式第１号）を交付して行うものとする。

３　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーは非常勤職員とする。

（委嘱期間）

第３　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの任用期間は、岩手県警察本部長から委嘱された日の属する年度の３月31日までとする。

（職務）

第４　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーは、生活安全部人身安全少年課長の指揮監督を受け、原則として、少年サポートセンター相談室において、次の業務の遂行にあたる。

⑴　少年相談にかかる少年及びその保護者等に対して助言・援助すること。

⑵　被害少年のカウンセリングを担当する警察職員に対してカウンセリング実施上の指導・助言をすること。

⑶　その他少年の非行・被害に関し少年課長が必要と認めるもの。

（報酬等）

第５　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの報酬は、勤務実績に基づいて支給するものとする。

（勤務日）

第６　心の健康相談嘱託医兼被害少年カウンセリング・アドバイザーの勤務日は年間12回、原則として毎月第３金曜日午後１時から同５時までの４時間とする。

（補則）

第７　この要綱により難い事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、岩手県警察本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年９月１日から施行する。

様式第１号

委　嘱　書

殿

あなたを人身安全少年課「心の健康相談嘱託医」兼「被害少年カウンセリング・アドバイザー」に委嘱します

任期は　　年　月　　日までとします

年　月　日

岩手県警察本部長　印